

下関市奨学金返還支援補助金制度 交付申請候補者募集要領【転入予定者】

下関市の未来を担う若者の市内就職と奨学金返還の負担軽減、また市内中小企業者を中心とした市内企業等の人材確保、職場定着等を支援するため、大学等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受けた新卒者等を対象に、一定の要件を満たした場合、返還額の一部を補助する制度です。本制度の利用を希望する方を下記要領にて募集します。



1. 募集対象者

下関市に転入し就職を希望又は検討している方で、該当する奨学金の貸与を受けている方を募集します。次の各号の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）及び水産大学校のいずれかを卒業又は修了している方
- (2) 次の奨学金の貸与を受けている方
 - ① 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
 - ② 下関市奨学金
- (3) 下関市に居住して下関市が認定した登録企業等に就職することを希望する方で、下関市に転入する前又は下関市に転入した日の翌日から起算して 90 日以内の方
- (4) エントリーの日において満 30 歳に達していない方
- (5) 下関市に転入する前に引き続き 90 日以上市外に住民登録がある方

※登録企業等については、下関市ホームページにて公開し、随時更新する予定です。登録企業等の募集も並行して行うため、該当企業の掲載がない場合はお問合せください。

2. 募集期間

通年募集（ただし、上記条件に当てはまる期間に限る）

3. 応募（申請）方法

次の各号の書類を募集期間内に持参又は郵送により担当課へ提出をお願いします。

- (1) 下関市奨学金返還支援補助金エントリー用紙（様式第2号）

※申請様式は下関市ホームページからダウンロード可能

- (2) 住民票の写し、住民票の除票の写しその他の市外において引き続き90日以上住民登録があること又は本市に転入する前に市外において引き続き90日以上住民登録があったことを証する書類

- (3) 奨学金貸与証明書その他の補助対象奨学金の貸与を受けていることを証する書類

※奨学金貸与証明書は、独立行政法人日本学生支援機構への請求手続きが必要

4. 交付申請候補者の認定

所定の方法により応募（申請）されたものを書類審査し、要件を満たしている場合は交付申請候補者として認定し、その結果を文書にて通知します。なお、交付申請候補者に認定後は、対象要件（内定等）の状況についての調査にご協力をお願いします。

また、認定を受けても、次の各号のいずれかに該当するときは認定を取り消します。

- (1) 第1回目の交付基準日までに転入しなかったとき。
(2) 補助対象奨学金の返還が全額免除されたとき。
(3) エントリーの翌日から起算して1年以内に登録企業等に正社員等に採用されなかったとき。
(4) 支援期間中に登録企業を離職したとき。 ※転職の場合は一定の要件を満たせば継続可。

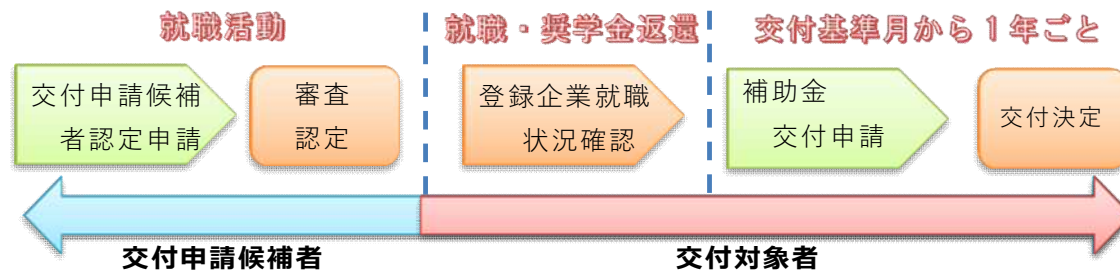
5. 認定後の流れ

【支援要件】交付申請候補者が市内に転入・居住し、かつ登録企業に就職した後、市内登録企業等で勤務し、奨学金を返還すること。

上記要件を継続し、全て満たせば1年ごとの申請に基づき補助金を交付します。

★「居住」と「就業地」が下関市内であることが必須です！

（例）転勤などで市外に「居住」「就業」する場合は交付申請できません。



6. 提出先・問い合わせ先

下関市産業振興部 産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

TEL:083-231-1310 FAX:083-235-0910 Email:sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp